決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号

鹿児島県鹿児島市谷山港１丁目16番地
再生債務者　共同組海運株式会社
1　決議に付する計画案　平成26年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年４月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年４月17日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年４月10日
平成26年３月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号

福井市松本４丁目７番14号
再生債務者　藤田社寺建設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年３月17日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続終結

平成２２年（再）第８５号

東京都千代田区外神田４丁目６番７号
再生債務者　株式会社ホワイトルーム
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年３月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第１号

東京都豊島区南池袋２丁目８番５号ＭＩビル５Ｆ
再生債務者　株式会社綜合印刷東京
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目１番10号　第２ローレルビル４階　磯辺・高橋・八木法律事務所　弁護士　八木　清文
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年３月17日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１４号

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷315番地12
再生債務者　能登　一世
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月23日から平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４０号

名古屋市中区千代田４丁目２番11号　心月庵405号
再生債務者　ＥＳＳこと　長谷川彰吾
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月16日から平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第３２３号

札幌市白石区北郷７条10丁目１番19号　ＭＳタカヒコ102号
再生債務者　工藤真紀子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月24日から平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第５号

鳥取県鳥取市岩倉263番地６
再生債務者　河西　和美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月24日から平成26年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１８号

山口県下関市山の田南町２番46―301号　アーデントクレイル山の田南町
再生債務者　常信　光義
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月24日から平成26年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２６年（再イ）第１１号

千葉県松戸市新松戸３丁目209番地　ラフィーヌ高橋201号
再生債務者　高野久美子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月21日から平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第４４号

岡山県赤磐市小原18番地３
再生債務者　三澤　房子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月23日から平成26年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１３号

千葉県松戸市新松戸３丁目90番地　第２日の出コーポ106号
再生債務者　小野　　統
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月22日から平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再イ）第１６号

千葉県柏市戸張1058番地21
再生債務者　近藤　友也
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月22日から平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再イ）第１０１号

東京都小平市上水本町５―23―１―1003
再生債務者　町屋　龍二
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１０６号

東京都中野区若宮３―47―６―202
再生債務者　熊木　勝平
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１１６号

東京都足立区関原２―17―17
再生債務者　浅野　秀太
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部